



No.	第5回追加事業	補助・単独	事業の区分	事例業事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A 総事業費	B						成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	地域住民への周知方法(HP, 広報紙など)	参考資料	備考①(地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考②(事業の終期が令和4年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分		
																			補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付金関連事業費	D'		E 起債予定額							F その他	G 補助対象外経費
																						D' 国のR2予算分(交付限度額①、②、事業者支援分(市町村))	D'' 国のR3予算分(交付限度額③、④、事業者支援分(都道府県))									
12	単	通常事業			常備消防に要する職員給与費		①新型コロナウイルス感染症の患者を搬送した場合、及び新型コロナウイルス感染症の汚染疑いのある車両の消毒作業を行った場合について、従事した職員に特殊勤務手当を支給する ②職員手当(特殊勤務手当) ③特殊勤務手当(搬送)4,000円×635人(消毒)500円×364人 ④消防職員、新型コロナウイルス感染症の患者等に対応した職員	-	-	-	-	○	-	①-II-1. 雇用の維持	②いづれも該当しない	R3.4	R4.3	2,722			2,722	2,722		-	-						R3当初(地)	
13	単	通常事業			新型コロナウイルス予防接種事業		①高齢者のワクチン接種を推進するため、65歳以上の市民に対し乗車又は降車のいずれかが接種会場となるタクシー利用に係る助成券を交付するとともに、タクシー協会の協力により交通体制を整える。 ②タクシー利用助成費用 ③補助金 11,805千円 扶助費 30,176枚(延べ枚数)×500円 ④ワクチン接種を受ける高齢者	-	-	-	-	-	-	②-I-3. ワクチン接種体制の整備、治療薬の開発等	⑩医療	R3.4	R4.3	26,893			26,893	26,893		-	-						R3補正(地)	
14	単	通常事業	12		防災及び災害関係事業		①コロナ禍における自然災害への備えとして、福祉避難所の更なる確保を推進するため、入所者と避難者の動線分離等を行うための改修費の一部を支援する。 ②福祉避難所の施設改修費に係る補助金 ③補助金 3,100千円×2施設=6,200千円 ④新たに福祉避難所となる民間社会福祉施設又は受入れ定員を15人以上増やす民間社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	②-I-1. 医療提供体制の確保と医療機関等への支援	②いづれも該当しない	R3.6	R4.3	6,200			3,100	3,100		-	3,100						R3補正(地)	
15	単	通常事業	12		債権管理事業		①督促状の納付手続きをインターネット上で行えるようにし、接触機会の減少を図る。 ②システム導入に係る委託料 ③委託料(システム改修) 5,863千円 委託料(OCR読取対応) 1,768千円 ④市民	-	-	-	-	-	-	①-IV-3. リモート化等によるデジタルトランスフォーメーションの加速	④行政IT化	R3.6	R4.3	7,631			7,631	7,631		-	-						R3補正(地)	
16	単	通常事業			休業要請事業者経営継続支援事業		①県と協議し、休業要請等に応じた中小法人・個人事業主の事業継続を支援 ②中小法人・個人事業主への支援金 ③兵庫県に対する委託金68,971千円(本市内の中小法人等に係る支援金額(概算)※の1/3相当額) ※ 県内の支援金額(申請数見込:約28,000件、単価:25千円~200千円)を、R3.1.12~R3.2.17の申請店舗数で按分して算出。 ④県内全域の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている飲食店で、兵庫県の時短要請に応じて①令和3年4月1日から4月21日②4月22日から4月24日まで継続して時短営業に協力した事業者	○	○	-	-	-	-	-	①-II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いづれも該当しない	R3.6	R4.3	68,971			68,971	68,971		-	-						R3補正(地)
17	単	通常事業			商店街ポイントシール事業		①商店街で集めたポイントシールを次回買い物券として利用できるようにすることで、感染症拡大により落ち込んだ消費を喚起し、市内店舗を支援する。 ②次回買い物券分に係る補助金 ③補助金 10,050千円 ④市民、市内対象店舗	-	-	-	-	-	-	①-III-2. 地域経済の活性化	⑩商品券・旅行券	R3.6	R4.3	10,050			3,350	3,350		-	6,700							R3補正(地)
18	単	事業者支援(②感染症対策強化)			町内会等活動支援環境整備補助事業		基本的対処方針(令和3年9月9日変更)38ページ目業種別ガイドライン②集会場、公会堂「公民館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」2ページ目「2. 感染防止のための基本的な考え方」に沿った対策を講じる町内会等を支援する。 ①町内会等が実施する集会場における感染症対策や接触機会を減らすための情報機器等の活用に対して、経費の一部を負担することで、安全かつ効率的に地域活動に取り組める環境整備を行う。 ②町内会や施設の運営協議会に対する補助金、負担金 ③補助金 200千円×320団体=64,000千円 100千円×13施設=1,300千円 負担金 200千円×13団体=2,600千円 消耗品、郵便料等の事務費 318千円 ④町内会、施設運営協議会	-	-	-	-	-	-	①-II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いづれも該当しない	R3.9	R4.3	68,218			68,218	68,218		-	-							R3補正(地)
19	○	通常事業			市内店舗応援かがこがワ特産品プレゼント補助事業		①市内の異なる3店舗以上で購入したレシート合計10,000円(税込)を一口として応募すると市の特産品が当たるキャンペーンを実施することで、感染症拡大により落ち込んだ消費を喚起し、市内店舗を支援する。 ②事業実施に係る経費に対する補助金 ③補助金30,000千円 内訳:特産品の購入費 2,500名分(15,500千円) 人件費、印刷費、通信費等の事務費14,500千円 ④市民、市内対象店舗	-	-	-	-	-	-	①-III-2. 地域経済の活性化	②いづれも該当しない	R3.9	R4.3	30,000			30,000	30,000		応募総数 25,000通	広報紙、市HP、商工会議所HP、新聞折込(各紙朝刊)、フリーペーパー折込、新聞記事下広告							R3補正(地)
20	○	通常事業	102		修学旅行キャンセル料等負担軽減事業		①新型コロナウイルス感染症により、予定していた修学旅行を中止・変更等することとなった場合について、そのキャンセル費用等を補助し、保護者の経済的な負担を軽減する。 ②旅行をキャンセル・行先変更した場合のキャンセル料や企画費 ③補助金 746千円 ④小学校6年生、中学校3年生、養護学校生を有する世帯	-	-	-	-	-	-	①-II-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	②いづれも該当しない	R3.9	R4.3	746			746	746		補助対象者への補助金支給率	新聞、補助対象者への窓口となる学校への周知							R3補正(地)
21	○	通常事業	36		防災及び災害関係事業		①感染症対策に配慮した避難所運営を行うことを目的に、避難所となる小中学校に避難者の居住スペースを確保するための間仕切りを購入する。 ②間仕切り購入費 ③小学校:162,800円×28校=4,558,400円 中学校:312,800円×12校=3,753,600円 ④避難者	-	-	-	-	-	-	①-I-1. マスク・消毒液等の確保	①3密対策	R3.12	R4.3	8,312			8,312	8,312			避難者の感染対策に配慮した避難所運営を行う。(県ガイドラインに沿った居住空間の面積を確保する。)	出前講座 避難所運営マニュアルへの掲載による啓発						R3補正(地)
22	○	通常事業			資源物収集事業		①町内会等が行う集団回収運動が自粛されたことで、紙・衣類の収集量が増加し、既存契約の範囲を超過する部分が発生したことへの対応。 ②増加した資源ごみを収集・運搬する委託料 ③委託料(収集・運搬業務) 3,900千円 ④市民、委託事業者	-	-	-	-	-	-	②-II-9. 家計の暮らしと民需の下支え	②いづれも該当しない	R3.12	R4.3	3,900			3,900	3,900		既存契約の範囲を超過する量の紙・衣類について、収集・運搬を行う	「ごみ・資源物収集日表」(チラシ)や市HP						R3補正(地)	
23	○	事業者支援(①事業者支援)			指定管理施設協力金支給事業		①市の方針に基づき臨時休館等やキャンセル料未徴収を実施した指定管理者を支援するため、協力金を支給する(市民会館外17施設) ②施設の規模や区分に応じて金額を設定し、指定管理料へ追加して対応する(施設毎に追加する) ③委託料(休業等協力金分を増額) 30,060千円 ④指定管理者	○	○	-	○	-	-	①-II-2. 資金繰り対策	②いづれも該当しない	R3.12	R4.3	30,060			30,060	30,060		指定管理施設の円滑な管理運営に寄与した。	予算書						R3補正(地)	

No.	第5回追加事業	補助・単独	事業の区分	事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A								成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	地域住民への周知方法(HP、広報紙など)	参考資料	備考①(地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考②(事業の終期が令和4年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分			
																		総事業費	B				E	F	G									
																			補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付金関連事業費	D' 国のR2予算分(交付限度額①、②、事業者支援分(市町村))										D'' 国のR3予算分(交付限度額③、④、事業者支援分(都道府県))		
																																	起債予定額	その他
24	○	単	事業者支援(①事業者支援)		市内事業者一時支援金交付事業		①国制度の一時支援金、月次支援金又は県制度の酒類販売事業者支援金の給付決定を受けた中小法人・個人事業者に対し、上乗せで補助金を交付することで、事業継続を支援する。 ②事業者に対する補助金、支給に係る事務費 ③補助金:100千円×800事業者=80,000千円 印刷費、郵送料等の事務費145千円 ④①に記載の国又は県制度の給付決定を受けている事業者	-	○	-	-	-	-	-	①-II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いずれも該当しない	R3.12	R4.3	80,145					80,145	80,145			申請者数800者	広報紙、市HP、国制度の登録確認機関に対しリーフレットを郵送				R3補正(地)	
25	○	単	事業者支援(①事業者支援)	24	公共交通補助事業		①兵庫県において実施される、地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行への支援及びタクシー事業者感染防止対策支援に対して随伴で補助を行うことで、新型コロナウイルスの影響を受けている交通事業者の支援を行う。 ②交通事業者への補助金 ③地域公共交通:619千円×2ヶ月=1,238千円 タクシー:7千円×243台(市内該当台数)=1,701千円 ④交通事業者	-	○	-	-	-	-	-	①-III-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業者等に対する支援	③3密対策	R3.12	R4.3	2,939					2,939	2,939			公共交通の維持	バス事業者・タクシー事業者に対して個別に周知				R3補正(地)	
26	○	単	事業者支援(②感染症対策強化)	12	児童クラブ運営事業		基本的対処方針(令和3年11月19日変更)32ページ目 5)③「厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する。」に基づき、感染防止策を行うための物品を購入する。 ①全国的にクラスターが発生している児童クラブにおいて、より一層の感染症対策、クラスター防止を行うために飛沫防止パネルや非接触温度計等の物品を購入する。 ②児童クラブの感染症対策に係る物品購入費 ③飛沫防止パネル:20千円×110セット=2,200千円 非接触温度計:13千円×164個=2,132千円 除菌剤、ペーパータオル等6,332千円	-	-	-	-	-	-	①-I-1. マスク・消毒液等の確保	③3密対策	R3.12	R4.3	10,664							10,664	10,664			より一層の感染防止策を徹底し、新型コロナウイルス感染症の感染防止及び感染拡大防止につなげる	HP、児童クラブでの掲示				R3補正(地)
27	○	単	通常事業		子育て世帯への臨時特別給付金給付事業		①新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯への支援として、国が定めた給付金の所得制限を超過する世帯に対しても同様に給付金を支給することで、子育て家庭への経済的支援と、子供の健やかな成長を支援する。 ②子育て世帯への給付金 ③扶助費 2,700人×100千円 ④0歳から高校3年生までの子どもがいる世帯のうち、国の給付金の所得制限を超過している世帯	-	-	-	-	-	-	③-I-5. 生活・暮らしへの支援	②いずれも該当しない	R4.1	R4.3	270,000						270,000	270,000			給付率100%	広報紙や市HP、全対象者に通知を送付				R3補正(地)	